

尾張旭市監査公表第25号

令和7年2月26日付け尾張旭市監査公表第16号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月5日付け6人第166号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月28日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

企画部人事課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。 物品管理事務を適切に実施されたい。	物品の検査は、年間スケジュールに実施時期を記載し、毎年実施するよう改める。 備品ラベルは、付されていない備品に貼付した。今後は、備品台帳に「記載時にラベルを付すること」と記載することで、再発防止に努める。
扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給されるもの（尾張旭市職員の給与に関する条例（昭和36年旭町条例第2号）第12条第1項）であり、その月額、扶養親族たる子については1人につき10,000円である（同条第3項）が、扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額となる（同条第4項）。 この点、同課は、特定期間にある扶養親族たる子1人がある職員1名について、同条第3項及び第4項の規定により、令和6年4月以降、扶養手当を月額15,000	指摘事項の対象者には、令和7年2月分給与支給時に遡って支給した。また、他の対象者について誤りがないことを確認した。 今後、扶養親族の入力をする際には、特定期間であるかを係内の複数職員で確認した上で入力することで、再発防止に努める。

円支給すべきところ、給与システムへの入力誤りにより月額１０，０００円を支給し続けていた。 給与支払事務を適切に実施されたい。	
新規採用職員健康診断委託の契約書には、「契約の単価は、別紙のとおりとする。」と記載があるものの、同書には別紙が添付されていなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を図った。 契約書を作成する際には、別紙が添付されているかなど、係内の複数職員で確認することで、再発防止に努める。
令和３年４月１日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、令和６年度既卒者対象求人サイト掲載業務において、代表者印及び代表者名の記載がない見積書を提出した者と契約を締結していた。 市の方針に沿った事務処理を実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を図った。 今後は、見積書を含め契約先から提出される書類について、その記載内容を係内の複数職員で確認することで、再発防止に努める。